

令和 6 年 12 月
大竹市議会定例会（第 5 回）議事日程

令和 6 年 11 月 29 日 10 時開議

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		一般質問	
第 3	議案第 5 9 号	議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定について	総 務 文 教 (原案可決)
第 4	報告第 1 2 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更 ：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限及び 請負金額変更））	報 告 (一 括)
第 5	議案第 6 6 号	財産の取得について（小型ノンステップバス （こいこいバス））	
第 6	報告第 1 3 号	専決処分の報告について（事故による和解及び 損害賠償の額の決定）	報 告
第 7	認 第 1 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 4 号））	即 決
第 8	議案第 6 8 号	令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 5 号）	総務文教付託 生活環境付託 (一 括)
第 9	議案第 6 9 号	令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予 算（第 1 号）	
第 1 0	議案第 7 0 号	令和 6 年度大竹市土地造成特別会計補正予算 （第 2 号）	
第 1 1	議案第 7 1 号	令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算 （第 2 号）	
第 1 2	議案第 7 2 号	令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 1 号）	生活環境付託
第 1 3	議案第 6 0 号	定年前に退職する意思を有する職員の募集及び 認定に関する条例の制定について	総務文教付託 (一 括)
第 1 4	議案第 6 1 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に ついて	
第 1 5	議案第 6 3 号	指定金融機関の指定更新について	総務文教付託
第 1 6	議案第 6 7 号	財産の無償譲渡について（地域情報通信基盤 （光ファイバケーブル） 設備一式）	総務文教付託
第 1 7	議案第 6 2 号	大竹市税条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第 1 8	議案第 6 4 号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	
第 1 9	議案第 6 5 号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定 について	

第 2 0	議案第 7 3 号	令和 6 年度大竹市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	生活環境付託 (一 括) 生活環境付託
第 2 1	議案第 7 4 号	令和 6 年度大竹市工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 5 9 号 (報告・表決)
- 日程第 4 報告第 1 2 号から日程第 5 議案第 6 6 号 (報告・説明・付託)
- 日程第 6 報告第 1 3 号 (報告・質疑)
- 日程第 7 認 第 1 3 号から日程第 1 2 議案第 7 2 号 (説明・表決・付託)
- 日程第 1 3 議案第 6 0 号から日程第 1 6 議案第 6 7 号 (説明・質疑・付託)
- 日程第 1 7 議案第 6 2 号から日程第 1 9 議案第 6 5 号 (説明・付託)
- 日程第 2 0 議案第 7 3 号から日程第 2 1 議案第 7 4 号 (説明・付託)

○出席議員 (1 5 人)

1 番	北 地 範 久	2 番	中 野 友 博
3 番	豊 川 和 也	4 番	山 代 英 資
5 番	岡 和 明	6 番	小 出 哲 義
7 番	末 広 天 佑	8 番	藤 川 和 弘
9 番	中 川 智 之	1 0 番	小田上 尚 典
1 1 番	西 村 一 啓	1 2 番	山 崎 年 一
1 3 番	日 域 究	1 4 番	細 川 雅 子
1 5 番	寺 岡 公 章		

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	太 田 勲 男
教 育 長	小 西 啓 二
総 務 部 長	三 原 尚 美
市 民 生 活 部 長	佐 伯 和 規
健康福祉部長兼福祉事務所長	中 村 一 誠
建 設 部 長	山 本 茂 広
上 下 水 道 局 長	古 賀 正 則
消 防 長 兼 予 防 課 長	小 田 明 博
総務課長併任選挙管理委員会事務局長	柿 本 剛
企 画 財 政 課 長	三 井 佳 和
産業振興課長併任農業委員会事務局長	三 浦 暁 雄
環 境 整 備 課 長	外 谷 明 洋

福 祉 課 長
参 事 兼 土 木 課 長
総 務 学 事 課 長
消 防 本 部 消 防 総 務 課 長

井 上 剛
中 司 和 彦
大 井 一 徳
敷 田 博 之

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
丸 小 真

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番、山代英資議員、5番、岡和明議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（北地範久） 日程第2、11月28日の議事を継続し、一般質問を行います。

10番、小田上尚典議員。

〔10番 小田上尚典議員 登壇〕

○10番（小田上尚典） おはようございます。調の会の小田上尚典です。

本日は、私自身小学生の子供がいる保護者としても現在関わっている、学校教育でのICT活用について伺います。

ふだんからIT機器を使うこと、ICT化することを目的とするのではなく、利用によってどんな未来を創造するのかということが大切ではないでしょうかとお伝えさせていただいています。それはGIGAスクール構想に表されるように、教育現場でも必要不可欠なことだと思います。

お配りした資料1にもありますが、GIGAスクール構想は、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体に整備することで、多様な子供たちが誰一人取り残されることなく公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育環境の実現を目指し、2019年12月にスタートしました。簡単に言えば、教育現場のICT環境を充実させ、よりよい学びの環境をつくろうということです。

私が肝だと思っているのは個別最適化という点です。現状、個別最適化は道半ばですが、これからが取り組みの本格化に向けた重要な時期だと考えています。今回は、それらを実現するための情報端末であるタブレット、そして、活用を支えるICT支援員について質問させていただきます。

まず、GIGAスクール構想実現に向けた取り組み、タブレットの活用・更新について伺います。

文部科学省が掲げたGIGAスクール構想の環境整備は、新型コロナウイルス感染症の影響により、具体的な活用方法が不明瞭なまま大幅に前倒しされました。本市においては令和2年度から段階的にタブレット等が整備され、これまで活用が進んでいることと思います。5年間のリース期間満了が迫ってくる中で、今定例会において提案される議案にも、債務負担行為でタブレットに係る経費が盛り込まれております。

これまでのタブレットを使用した学習の中では、まず使ってみようからスタートし、学

校現場の先生方は、コロナの対応に加えてタブレットへの対応など多くのことが重なり、苦慮されたことと思います。

まず、細かなことを伺う前に、前提、大枠としてのこれまでの取り組みの中でどのような成果や課題があったのでしょうか。

そして、これまでの蓄積を分析して活用することで、今後の機種選定や学びにつながるのではないかと考えています。タブレット導入以前に想定していた学習の目的と今後のタブレットを活用した学習の目的は変化していますか。お聞かせください。

次に、小・中学校で活躍いただいているＩＣＴ支援員についてです。

本市では、全国的に見ても比較的早期にＩＣＴ支援員を配置しており、４年が経過しています。平成30年から令和４年までの教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５カ年計画では、ＩＣＴ支援員の配置目標を４校に１人としています。令和４年度は全国で4.6校に１人と、目標を達成することはできておらず、計画は令和６年度まで延長されています。令和４年度末現在で広島県全体の達成率は32%となっており、47都道府県でワースト３、下から３番目でした。そんな状況の中、大竹市では令和３年９月から配置しています。

ＩＣＴ支援員とは、学校におけるＩＣＴ、情報通信技術の活用を支援する専門職であり、主に授業支援・教員研修・環境整備・校務支援などの業務を行ってもらっています。これまでもＩＣＴの活動には、私自身、折に触れて質問などしてまいりました。ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて必要な存在であることは理解しています。しかし、新たなステップを迎える時期であるとも思っています。

では、現状、教育委員会や学校現場からＩＣＴ支援員への要望はどんなものがあり、現場の希望に沿えるような支援になっていますか。

これまで市議会に対して、ＩＣＴ支援員の業務時間や業務内容について資料をいただいておりますが、教育委員会はＩＣＴ支援員の評価をどのようにされているのでしょうか、お聞かせください。

これらを踏まえ、今後どのようにタブレットの活用やＩＣＴ支援員の配置があるべきなのか、子供たちのよりよい学びと教育現場の負担軽減を図ることができるのか考えていきたいと思っています。

以上で、登壇しての質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） おはようございます。それでは、小田上議員の御質問にお答えをいたします。

１点目のＧＩＧＡスクール構想実現に向けた取り組み、タブレットの活用・更新についてでございます。

ＧＩＧＡスクール構想は１人１台端末、いわゆるタブレットと高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ＩＣＴ環境を実現すること。また、これまでの教育実践に加え、最先端のＩＣＴを活用することで教員・児童生徒の力を最大

限に引き出すことを目的としております。

本市においては、ＩＣＴを活用した教育の推進のための１つの手段としてタブレットの活用を行っております。タブレットを有効に活用することで、これまでの学習活動の一層の充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が期待でき、児童生徒一人一人の反応を踏まえた双方向型の授業や一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別最適な学びを目指しております。

しかし、現状の課題は、授業での活用は徐々に進んできている一方で、児童生徒の一人一人にタブレットを使用させることに苦手意識を持つ教員がいることやＩＣＴの活用自体が目的になり、児童生徒にとって効果的な学びになっていない実態があることです。

このような課題への対応として、教員自身がデジタル機器の使用に困難を感じていることが児童生徒に使用させることへの支障となっている場合もあるため、ＩＣＴ研修を行い、基本的な操作の習得を促したり、活用方法を紹介したりしております。また、ＩＣＴを活用した授業の研修会を継続的に開催することで教員が主体的にＩＣＴを活用した授業を行い、教科目標に沿った授業を効果的に行えるようにしていきたいと考えております。

次に、２点目のＩＣＴ支援員の支援により期待する効果は出ていますかについてでございます。

本市では、令和３年９月からＩＣＴ支援員派遣業務を業者に委託をしています。ＩＣＴ支援員の業務は、各学校での機器トラブルの対応をはじめ、校務支援・授業支援などがあります。このうち機器トラブルの対応や校務支援は初歩的な支援ですが、いずれも教員の事務負担の軽減につながる支援となっております。

機器トラブルの対応支援では、タブレットなどのトラブルを解決してほしいという教育現場の要望に対して、ログインできない、アプリケーションが起動しないなどの端末の不具合やモニターの不具合などに、ＩＣＴ支援員が対応しております。

また、校務支援では、ＩＣＴを活用したアンケートのやり方やホームページに関する支援をしてほしいという教育現場の要望に応じてアンケートの作成・配信・集計作業を行ったり、ホームページの更新をＩＣＴ支援員が行っております。

次に、授業支援は、より進んだ支援として授業の質の向上につながると考えています。授業支援として、市で導入しているＩＣＴ環境でどのような活用ができるのか具体的に教えてほしいという学校現場からの要望に応じて、さまざまなソフトウェアの活用方法をＩＣＴ支援員が紹介をしてくれます。ＩＣＴ支援員の授業支援が授業の質の向上につながるよう、学校現場とともに取り組みを進めてまいります。

学校現場からの声としては、ＩＣＴ支援員について、積極的に教職員へ声をかけられたり、また、学習に必要なことを担任へ提案されたりしていて、非常に支援していただいています。教職員の負担軽減や児童のＩＣＴ活用の推進に役も二役もかかっていただいています。ＩＣＴ支援員御自身からよりよい活用法を提案してくださる場面もあり、とても感動しております。などがあり、現場の要望に沿える支援を行えていると考えております。

教員を対象に行ったアンケートでは、次年度もＩＣＴ支援員の配置を希望する教員が大多数を占めており、今後も継続してＩＣＴ支援員を配置してまいりたいと考えています。

今後は、機器トラブルの対応や校務支援といった初歩的な支援から、授業の質の向上につながる授業支援のウエートが高まるよう期待をしているところでございます。

以上で、小田上議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） 教育長、御答弁ありがとうございます。全般的には非常にお伝えしたいことと伺いたいこと、前向きな雰囲気であっていただけたのかなと思います。

まずは、タブレットのほうについてなんですけれども、これはこの後、議案の上程がありまして、債務負担行為とありますので、それがよい・悪いとかではなくて考え方とかそういうところを伺えたらなと思うんですけど、NTTグループが調べている中で、小学校の高学年から中学生でキーボード入力ができる割合というのがここ数年上がってきているというところ。もう9割方キーボードで文字入力ができますというところで、小学4年生ぐらいからぐっと入力できる率が上がってくるのかなと思っています。なので、タブレットを使うということにそこまで子供たちは抵抗はないんだろうと思います。

大竹市の場合は、もう1人1台というのが実現していますね。最初に国が言っていたのは、1学年で1クラス分あればいいかなぐらいだったので、交代でタブレットを使うみたいなところだったと思うんですけど、やっぱり1人1台は絶対要るよねというところはあると思います。

1人1台でICTとかそういう情報機器を使うということだけ考えると、僕も経験があるんですけど、情報という授業もありましたし、パソコンルームみたいなところでやっていたら、ある程度タイピングという技術は身につけることができるのかなと思います。ただ、教室にラップトップでもいいですけどデスクトップをずっと置いておいて、子供たちがその教室に行って端末を使うということではないですよと言っている意味をやっぱり考えていきたいと思うんですが、まずは触れることが一番だと思います。

その中でなんですけど、持ち帰り学習ですね。小学校1年生から中学校3年生まで1人1台タブレットがありますが、現状、持ち帰り学習は小学校3年生から始まっていると思います。どの程度の頻度があるのか、それぞれわかる範囲で教えていただきたいのと、あとは持ち帰りというところでの故障ですね。落下させて壊したりとかそういう事例があって、ほかの自治体では修理費が何億円もかかってしまってとても困っていますという事例がありました。いかがでしょうか。持ち帰り学習については、教育委員会のほうからどのように学校に対して指針を出されているのか教えてください。

やっぱり個別最適というところがとっても大切だと思っているんですけど、そのためにはやっぱりタブレットとはこういうふうな使い方が理想的だよねというものを持って、子供たちにある程度の課題提供をしないといけないと思います。

僕には小学校3年生の子供がいますけど、夏休みにタブレットを持って帰ってきました。結構喜んで、父ちゃん、今日タブレットを持って帰ってくるよと言って登校日に帰ってきました。タブレットでどんな宿題があるんだと言って、やっているところを今からやるんだよと言って、結構時間がたっても戻ってこないんですよ。ずっとタブレットを見ていて何をしているんだろうなと思ったら、タブレットの画面の本当に5分の1ぐらいのところ

に指で手書きで算数の途中式を書いてやっているんですね。間違えて消そうと思ったら全部消えて一からやり直しで、僕はそれは別にタブレットを使ってやる意味はなくなかないかというようなことがあったりしました。

でも、それはどうだろうと思ったところの1つで、QRコードを持って帰ってきてQRコードを読み込ませて、タブレットの活用というのはこういう活用をしてくださいねとか、ネットは結構危ないんですよとかという動画を見ていたりしていて、なかなかそういう機会もないから、タブレットは活用されているんだなと思います。ただ、やっぱりうまく利用できていないのかなというところもあるんですね。課題の提供ができていないのかなど。その辺りはいかがでしょうかね。

学年ごとに、やっぱりやってほしいことは変わらなと思うんですよ。触ってみてもらうのが大切な学年、写真を撮ってこんな写真を撮ってきたよと発表する学年、しっかりアプリケーションを使って自分の考えをまとめるという作業をするために使うという学年ごとの設定ができないと、個別最適の設定につながっていかないと思うんですけど、そのあたりはいかがですかね。

学校ごとに使われているソフトウェアが違なと思います。ソフトウェアというか、ドリルとか中で使っているアプリですね。これが次のICTにも関わらなと思うんですけど、ばらばらだと、よかったよねという事例が生まれにくいかなと思うんですけど、そのあたりはどう考えられていますかね。

タブレット更新の時期に入ってきますけど、これまでのそういう経験を踏まえて、調達をどういうふうにするのか。このままの機種のような形で行くのか、今の機種でこういう課題があるからちょっと違う方向で考えていきたいのか。機種の選定基準ですよな。

それとか、システムも今、中で使われているものがあると思います。それもそのまま行くのか、どういう考えをお持ちなのか。システムによっては、中学生と小学校の低学年・高学年でUIが違なとか、触る画面が簡単になったり、ある程度になったり、高度になったりというのがあるかもしれません。どういう形で選ばれていくのか。

ざっくり言うと持ち帰り学習、実情に合った課題の提供、あとはタブレットとシステムの選定について、この3つをお聞かせください。

○議長（北地範久） 総務学習課長。

○総務学事課長（大井一徳） まず、持ち帰り学習についてです。

本市では、中学生は、令和3年10月から、小学校5年生・6年生は、令和4年7月から、小学校3年生・4年生は、令和5年5月から持ち帰り学習を開始しています。小学校1年生・2年生は、発達段階を踏まえて紙に鉛筆で字を書くなどの家庭学習を重視したいので、現状ではタブレットの持ち帰りを行っていません。

持ち帰りの頻度ですが、現在、約半数が週に1度以上は持ち帰っている状況です。また、長期休業中については、小学校3年生以上の全員の持ち帰りを進めるために教育委員会からも通知を出しております。

持ち帰り学習の内容ですが、学習内容の定着を図るためにドリル学習が中心となっています。また、学校で行っている学習と関連させて、タブレットに伴奏音源を入れて家で音

楽のリコーダー練習をしたり、総合的な学習の時間に活用する資料やレポートを作成したりしています。現在は、学習内容の定着を図るドリル学習が中心ですが、少しずつ主体的な学びに向けて、児童生徒がこんな学習をしたいからタブレットを持って帰りたいという姿を理想として、結果的にタブレットを持ち帰る日が少しずつ増えていくことを目指しています。

端末の故障についてですが、現在までの累計で、端末の破損等が全体の5%程度となっております。端末の破損以外で、容量不足等によるリカバリー対応が10%程度となっております。端末の不具合が学習の妨げにならないかどうか踏まえて今後検討していきたいと思っております。

次に、個別最適化への一歩というところで、実情に合った課題の提供についてです。

これまでのタブレットを活用した実践の積み上げにより、少しずつ発達段階に応じた課題の提供ができています。児童生徒の実態に応じて、実物の静止画や動画など視覚的な情報を提示したり、個人の興味に応じて必要な情報を調べる学習を仕組んだりしています。

また、市で導入している共通ソフトウェアに加えて、児童生徒の実態に応じて計算や漢字の反復練習や記憶、言語理解等の認知機能を楽しく鍛えるソフトウェアを導入している学校もあります。ソフトウェアによって児童の学習履歴を確認できたり、つまずきに応じた学習ができたりする特徴があります。

次に、タブレットの調達、システムの選定についてです。

現在使用している学習用端末は令和3年2月に整備しており、5年リースのため令和8年2月に機器の更新時期を迎えます。GIGAスクール構想第1期では、国から各市町村に補助金が交付されましたが、GIGAスクール構想第2期では、各都道府県に基金を設置し、都道府県を中心とした統一・共同調達の仕組みを検討することとされています。このため、基金設置主体としての都道府県に共同調達会議の設置が義務づけられ、地方公共団体が行う端末の整備・更新を対象とした基金からの補助要件として、都道府県が設置する共同調達会議に参加することが必要とされています。

現在、県において広島県GIGAスクール推進協議会が設置され、導入するOS部会ごとに共同調達に向けて取り組みを進めています。本市が参加している部会には、本市のほか17市町が参加しています。この部会で使用を決定することになりますが、各市町が意見を出し合って仕様を練っている段階であり、部会で選定した1機種と契約するようになります。

文部科学省が示す標準基準には、MicrosoftのWindows、GoogleのChromeOS、アップルのiOSの3種類が示されています。操作性や耐久性、安全性などを考慮し、目指している授業や個別最適な学び等を実現するために、児童生徒や教職員が使いやすく管理しやすいかどうか踏まえて、最適なものは何かを現在検討しております。

以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） ありがとうございます。持ち帰り学習については、半数が週に1回

は持って帰るというところで、教育委員会としてはもっと持って帰ってほしいなという思いはありということですね。

まず、そこなんですけど、令和4年3月に文部科学省初等中等教育局長から出ているGIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知）というものがあります。

見られているとは思いますが、持ち帰り学習、以前もいろんなところで触れて、大分前ですけど、Wi-Fi環境がいろんなところに欲しいよと。例えば、アゼリアおおたけで子供たちがタブレットを使って宿題をしている風景を僕は想像しているとか、それから、ゲーム機を持ってきて遊んでいる姿、それだけでも見守りになるのではないかという話は、以前一般質問でさせていただきました。

その一般質問をしたときはあまり子供たちがタブレットを持って帰ってきてそういうことをする想定ではないような御答弁をいただいていたんですけど、この通知の中にも「端末の持ち帰りにより様々な場面でICTを活用した学習ができるよう、公民館、図書館等の社会教育施設や放課後子供教室等の地域学校協働活動、児童福祉施設、児童相談所等の社会福祉施設や放課後児童クラブなど、学校や家庭以外の様々な場所や場面での活用も踏まえて学習支援を検討すること」とあります。教育委員会だけの話ではないよというところなんだと思います。

なので、しっかりと横の連携を取っていただいて、子供たちがいろんな場面でいろんな学びをしたいんだと。整備のときに言いました、家にネット環境がないからできない、そのときにアゼリアおおたけに行けばできる、公民館に行けばできる、市役所に行けばできるでもいいと思うんです。子供たちが仲間と一緒に宿題をやったり、少し横道にそれて遊んでみたりするのも1つかなと思いますので、これは教育委員会だけではなくてさまざまな部署がしっかりと考えて協働していってもらって、子供たちのさまざまな学び、持ち帰り学習というところは進めていただけたらと思います。

ソフトウェアの違いですね。アプリケーションを独自のものを入れている学校もあると。これ、実際に保護者の方から言われたんですけど、学校によってどうやら使っているドリルが違うらしいと。教科書とかは統一されているはずなのに、子供たちの学びが学校によって違っていいのというところを質問いただきました。

確かに統一されているほうがいいかもしれないけれども、そこで胸を張って、この学校のこの方針で子供たちにこの学びをさせたいからこのドリルを選んでいるんです、このソフトを選んでいるんですと胸を張って言えれば、僕はいいのではないかなと思います。ただ、それが消極的な方向での選定にならないように今後やっていただけたらなと思います。

それで、では、どうするのが一番いいのかなと思って、タブレットの種類なんですけど、お配りした資料2にもありますけど、これ共同調達なんですよ。小学校1年生・2年生・3年生ぐらいまでは、何かをするのにキーボードをいっぱい使う作業はあまり想定しにくいと。そうであればタッチ機能とかが一番やりやすい機種で、中学生とか小学校高学年とかになるとキーボードを使う機会も増えてくるでしょうから、ちょっとそういうところの処理がしやすいものという、機種を分けてあげるのも1つなのかなと思っていました。

す。

ただ、共同の調達ということでなかなか難しいと。それは予算組みの関係もありますのでしようがないかなと思うんですけど、やっぱりソフトウェアのところは教育委員会のほうでもしっかり確認していつて、子供たちのこの学年ごと、成長に合わせたものが選べるようにしていただけたらなと思います。

この資料2の中にあります計画なんですけど、これ、市の教育委員会がつくることになっていますよね。資料の一番右側の下ですね、端末整備更新計画・ネットワーク整備計画・校務DX計画・1人1台端末の利活用に係る計画。これは市の教育委員会がつくるということですね。

これなんですけど、目指す姿は何ですかというので、個別最適なものであるところなんですけど、この計画もつくられるので、子供たちの学習というところが結構メインになっている部分もあるんですが、例えば、宿題で漢字ドリルをノートに写して持っていくすよね。この子の漢字の跳ねとか、字が上手だなというときには二重丸がついていたり、上手に書けてないよというときは赤ペンで直しが入っていたりということは、やっぱり紙でのやり取りというのはぬくもりがあるなというふうに感じます。

ただ、算数とか、答えを入れることによってもう済んでしまうものもあるかもしれません。途中式が必要だったりとかがあるかもしれないですけど、そういうものの採点作業というのは、すごく時間取られるのではないかなと思います。

なので、夏休みの宿題は保護者が採点してくださいとなっているんだと思うんですけど、そういうところを、教員の方の負担が軽減できるような、例えば、音読というものが何年生までされているのか分からないですけど、音読の時間だったり、正しく読めているかどうかみたいなのもタブレットを使ってやってみるとか、そういうのも1つなのかなと思うので、教員の方の負担軽減をどういうふうに考えられているかというのと、せっかく計画をつくるんですから、どんな活用をされて子供たちにどんな未来が待っているかみたいなものをどう考えられているか教えてください。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（大井一徳） ありがとうございます。

まず、教職員のほうの関係なんですけど、タブレットの活用は、教職員の授業支援や時間支援にも確実になっております。以前であれば授業準備は教職員が当然行い、その準備したもので授業を展開していましたが、タブレットがあることにより児童生徒が自分で必要な情報を獲得することができたり、児童生徒自身も大変学習の意欲づけになったり学習の個別化を行うことができています。また、学習の個別化を行うことによって授業で学習したことが実際の生活に生かされている学習につながることもあります。

具体例を少し言いますと、先日中学校の実践、保健体育科で、危険の予測という学習内容で、中学生の生徒が自分自身の通学路をGoogle Mapで写真に撮って、自分の通学路のそこが危険だよということをしつかり確認をして、それを回避して気をつけていこうというふうな実践もありました。

おっしゃるとおり、もう理想像ということが大変重要になってくると思います。これは

G I G Aスクール構想の目的、さっき教育長が言われましたが、そこにしっかり沿っていくということです。本市が目指すところは、児童生徒一人一人の反応を踏まえた双方向型の授業、そして、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別最適な学びという方向性はしっかり合わせて、タブレット活用についても、目指す姿として今後も取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） わかるんですけど、子供たちがこういうふうになっているといいよねみたいなものがやっぱり欲しいなと思います。個別最適なものを目指します、それでG I G Aスクール構想を実現しますというのは当たり前のことというか、それは目指すんだろうと。では、大竹市版で、大竹市だからできることというのがあると思うんですね。めちゃくちゃ児童数が多くて、もう子供たちがあふれているのかということそうではない。学校によってはすごく少人数でクラス編制されていたりということもあると思うので、学校に応じたもので、大竹市はこういう活用が理想だよというのをしっかりと計画の中に、計画の中に書くか書かないかは、この計画は提出するものなんでしょうから、持っておいてねという。プラスで、解説するときにこんな想像、こんなものいいよねと、笑顔で理想を語れるようなものになればいいのかなと思います。

タブレットは、何でもそうなんですけど、例えば、テレビを買いに行くときにこのテレビで映画を見たいと思って買いにいったり、車を買いたいというときに家族でこういう使い方をしたい、自分はこういう使い方をしたい、どういうふうな活用があるのかなと想像して何か物を手にすることが多いと思うんですね。その想像を子供たちにしっかりしてもらえよう理想を掲げてもらえたら子供たちにも分かりやすいですね。かみくだいて、何で君たちにタブレットがあるんだろうというときに、この計画をかみ砕いてあげられるような理想をしっかりつくってもらえたらなと思います。

では、そのタブレットの活用とか教職員の方の負担軽減というところでいけば、I C T支援員かなと思います。I C T支援員のほうに入らせていただきます。

評価方法ですね。件数、時間、今まで3回、議会に出していただいています。ばらばらです。正直、対応件数を見ても、例えば、先ほど言われましたフリーズして立ち上がらないというのを解決してあげるには再起動すれば一発だよとかあると思うんですね。そんな何秒かの話も1件で、この資料を作りたい、なるほど、どういうのをつくりたいですかとかヒアリングをして、話をして資料を作成していく、これも1件。件数というのは正直よくわからないなというので、1回目の時間というのはすごくわかりやすかったんですが、件数・時間、この評価方法でしっかり評価できているのか。

あとは、僕はずっと複数年でやらないと意味がないのではないかと言っています。しかも、教育長が言われましたように、これからは初歩的なところからステップアップしないといけないということですね。校務支援から授業支援という中では、密な関係が必要だと思います。複数年契約でやるべきだと思いますけど、なぜ、単年度でやっているのか。

これは資料3にありますけど、地方財政措置が始まっていますけど、これはいつからな

のか、よろしくお願いします。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（大井一徳） 初めに、ＩＣＴ支援員の評価方法についてです。

委託業者と毎月打ち合わせを行い、委託業者の報告や報告を基にした業務の提案などを受けています。実績報告書には、業務区分ごとに件数・作業時間のほかに、依頼ごとに依頼主・依頼内容・作業詳細などが示された具体的な報告も示されています。

令和５年度の支援内容の割合としては校務支援が最も多くなっており、次いで調査・研修・授業支援となっています。初期段階の支援であるマニュアル資料作成は、ＩＣＴ支援員導入当初は最も多くの時間を要していましたが、支援としての割合は今は少なくなっています。今後は、次の段階の支援として捉えている授業支援を徐々に多くしていきたいと考えております。

次に、契約についてです。複数年契約を結ぶことで事業を安定して継続できるというメリットはあると思います。計画的な支援や同じ支援員によるサポートが期待できます。しかし、委託業者の考え方や支援員の運用方針によって年度ごとに支援員が変わる可能性があります。実際に、今年度の委託業者は昨年度の委託業者と同じですが、支援員は別の方となっています。このように、複数年契約を結んだとしても必ずしも同じ支援員による長期的な支援が担保されるわけではありません。

また、一般的に複数年契約としたほうが費用の面でメリットを期待できます。しかし、１年契約とした場合と３年契約とした場合の見積書を徴したところ、３年契約としたほうが高く、費用面のメリットはありませんでした。他の市町にＩＣＴ支援員の配置状況について問い合わせたところ、ＩＣＴ支援員を委託契約している市町で複数年契約を結んでいる市町はありませんでした。こうした理由から単年契約としていますが、学校にとってよりよい契約になるように検討していきたいと考えております。

次に、財政措置についてです。令和５年度から公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の国庫補助を受けております。また、ＩＣＴ支援員の配置に要する経費を含めた情報化関係経費については、一定額が普通交付税措置されているものと認識しています。

以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） 財政支援のほうなんですけど、1,000万円かけて何するのと最初のときに言いました。同じことをやっているんだったら、毎年1,000万円はちょっと高いですよという話もさせてもらいました。ただ、やっぱり実情として支援員の方がいないと現場は困るというところもわかりました。財政措置も取られるようになってきたというところで、必要なんだと思います。

校務支援というところで、割合が今多いよというところを御紹介いただきました。この間の決算特別委員会でも委員の方が聞かれていたと思うんですけども、その資料の中で、やっぱり校務支援というのは令和５年度は41.9%支援割合があったと。文部科学省が出しているＩＣＴ支援員配置促進に関する調査研究というところのアンケート結果のまとめで、校務支援の分野でどのような作業をＩＣＴ支援員に依頼していますかというところ、

ホームページの作成支援が51%。

ホームページって何年前にこういうのが始まりましたかと僕は思ってしまいます。そこですかと。このICT支援員は、タブレットとかが導入されて、それをうまく使っていくために配置されたのではないのかなと思って、ホームページなんですかというのが率直な感想です。ただ、現場の方からすると、今まで充実させられなかったホームページの部分で協力いただいているというのは、1ついい効果なんだと思うんですけど、本当にそこなのかなと。

その基礎的なところというのは、蓄積が生まれてくれば、学校の先生方もしていただけるようになるのではないかなと。最初に、何かシステムを使うというときはとても時間がかかります。覚えていくためにですね。でも、これをやればいいんだというのがわかったときには、ぽんぽんと結構できるように、この大竹市議会の中でも、最初はタブレットはわからないという声があったように記憶していますが、でも、皆さん、縦横の切り替わりとかもううまく使われて、活用されているんですね。なので、ある程度時間を積み重ねていけば、そういうものができるようになると思います。

なので、教員の方がやるべきことはやる、教員の方が時間をかけなくてもできるようになったところは、当たり前のようにICT支援員にお願いするのではなく、ICT支援員の手から離すという作業が必要だと思います。

単年度契約というところなんですけど、昨年度と今年度、業者が一緒でも人は違いますというところがございました。ちなみに、令和3年に初めてやりましょうというときは、1人の方に各学校を回っていただいて、令和4年度は3人の方が入れ替わりで各学校を回っていただいて、金額は一緒なので、1人当たりが回られる頻度というのがちょっと減ったかなというところですね、令和5年度、令和6年度やっています。1人ずつですね。1人が回っておられると。単年度契約なので、実際に来年度その業者が同じ仕事をできるかどうか分からないわけですね。そうであれば、その派遣している支援員も今年度いっぱいですよというところなので、どうなるかわからないから次を探さないといけないというのが自然な心理かなと思います。同じ業者でも人が違うというのは、それは単年度契約だからそうでしょうと思ってしまいます。

単年度でやるときに、引き継ぎ作業というのがどれくらいあるかですね。たまたま同じ業者だったからいいけれども、引き継ぎ作業に、例えば、平日は週に5日間しかないので、基本的に小方学園となっていますけど、小・中学校の6校をどうやって回っていくかという、1カ月で4回しかその学校に行けないわけですよ。引き継ぎ作業をやっている時間で1カ月分近く無駄にするんだったらもったいないなと思ったりもするんですね。

どんどん1年目、2年目、3年目、こういう流れでこういう授業支援に沿って計画をやっていくまじょうみたいなものをつくっていかないと、今までお願いしていたことを漫然とお願いするということになりかねないかなと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（大井一徳） ICT支援員のところですが、今ICT支援員を評価すると

ところでアンケートを行っております。その I C T 支援員のアンケートの質問内容なんですが、 I C T 支援員の支援の印象であるとか、支援を受けての感想であるとか、次年度の契約の希望とか、自由意見で構成されています。

この I C T 支援員の要件に関するものとして仕様書を作成しております。令和 6 年度の委託契約から変更しております。その際、特別なヒアリングは行っていないんですが、 I C T 支援員に関するアンケートの結果を参考にして、学校現場の思いを反映させています。

どんどん改善をしていかなければならないんですが、変更点として、令和 6 年度の委託契約については、 I C T 支援員配置の目的・調達方針を示し、委託業者が情報セキュリティやクラウドサービスセキュリティに関する資格を取得していること、大竹市と同等規模以上の自治体へのサポート実績を有すること等を追加しています。また、校務仕様作成支援や各種調査支援など、仕様書に示されていない校務支援に関する業務を I C T 支援員が行っているということで、そういう現場の実態に即して仕様書に含めることとしております。

以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） ぶっちゃけると、それは残り時間が 2 分しかないのであれなんですけれども、次に聞こうと思っていたことなので。

単年度ごとにやっていたのでは話は進まないよねということはどう捉えているのか伺いたかった。それを伺った後にどういう基準を設けられているのかという話もしたかったんですけれども、もう時間がないので。

単年度では僕は駄目だと思っています。以前、どこかの委員会か何かの場で伺って、長期の場合、支援員があまり上手にできなかった場合とか的確ではなかった場合とかというのは、それは単年度であっても的確ではない人は的確ではないと言わないといけないし、上手にできていないんだったらそれを改善してもらおう努力は、単年度であろうが長期であろうが関係ないんですね。長期でやることによって費用が高くなるということであれば、なぜ、費用が高くなるのかというのは企画財政課のほうにもしっかりと説明をして、こういうことをやりたいから長期でやりたいと。

どこの部署でも今 D X をやっていただいていますけど、担当者が 1 年でころころ変わりますといったら、皆さん D X なんてできないです。どこの部署も長くやっていただいている方がおられるからうまくいく、よくわかっているということがあると思うので、この I C T 支援員をよりよくしたい、学校教育、教員の負担を減らしたい、子供たちの学びをよくしたいと思うんだったら、ほかの町がやっている・やっていないは関係ないじゃないですか。

広島県内ではほぼやっていなかった I C T 支援員を、大竹市はかなり早くに設置している。それは評価しますから、それをどんどん進めていってほしい。なので、せっかくあるものは最大限使おうと、いつも何かいろんなところで言っていますけど、なので、本当によろしくをお願いします。

何かあれば、教育長、お願いします。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろと御意見をいただきありがとうございます。

確かに大竹市は、広島県内でも早くから I C T 支援員を加配としてつけ、取り組みを進めております。その取り組みの成果というのも、先ほど総務学事課長のほうからもございました。ただ、御意見を聞いて、まだまだこれから進めていく、充実させていくということは、非常に大事ななと思っております。

今のところは、やはり教職員のスキルアップにつながるための支援員のいろいろな研修であるとか、そのあたりを進めていき、ただ、そのことは子供たちの充実した学びにつながってまいりますので、より、その辺を研修でも深めてまいりたいですし、今後、G I G A スクール構想の第 2 ステージとして、A I の活用であるとか、より専門的なものになってくるということがこれはもう想定されます。

そうなりますと支援員の活用、立場というのが非常に重要になってまいりますので、ぜひ、これは単年契約、複数年契約、しっかりそのあたりを部局とも協議を重ねながら、子供たちのためにということで考えてまいりたいというふうには思っております。ありがとうございます。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩いたします。なお、再開は11時の予定といたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 0 時 5 5 分 休憩

1 1 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続いて、3 番、豊川和也議員。

〔3 番 豊川和也議員 登壇〕

○3 番（豊川和也） 3 番、市民の味方の豊川和也でございます。

まず、市民の皆様、最近暗くなるのが非常に早いです。17時30分でももう真っ暗でございます。最近不審者等も増えておりますので、どうかお気をつけください。

ということで一般質問をさせていただきたいんですけれども、ちょっと前回も大竹市の議員に苦言を呈したんですけれども、今回はやめておきます。でも、私がこの議員にならせていただいておりますのは、これだけは言わせてください。あなた方には任せておけないということで、私は一生懸命頑張らせていただいております次第でございます。よろしくお願いいたします。続きは私の Y o u T u b e で御覧ください。よろしくお願いいたします。

では、一般質問をさせていただきます。

まず、カプセルトイ、街ガチャの設置についてということでございます。

全国的にも、地元ガチャ、街ガチャなど、通称ガチャガチャというカプセルトイを利用し、地域の魅力を発信する市町村が増えております。ガチャガチャといえば懐かしさを感じられる市民の方もおられるのではないのでしょうか。私が子供の頃に大流行した、何が出

るか楽しみな、100円で1回回せるガチャガチャでございます。御当地ガチャで検索するとたくさん出てきます。

このガチャガチャ、お子さんだけではなく大人でもはまる方がたくさんいらっしゃるようです。第1弾から販売し、コンプリートするまで買い続ける。つまりガチャガチャを回し続ける方もたくさんいらっしゃいます。本市においても、例として大竹市の夜景の写真キーホルダーやコイちゃんキーホルダーなど御当地キーホルダーを開発し、カプセルトイとして市役所や公共施設に設置したり、また、イベント等で活用したりできるのではないかと考えております。ガチャガチャが地域の振興になればと思い質問させていただきました。

続いて、こちら、1番目に質問された大竹市の議員とちょっとかぶっておるんですが、来年度の指定暑熱避難施設、クーリングシェルの設置予定についてということでございます。

私自身、恥ずかしながら6月の一般質問で、先ほども言いましたけれどもクーリングシェルの存在を知り、今回も一般質問された大竹市の議員には感服の思いであります。近年、夏の暑さというのは災害です。

令和5年4月に、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法を改正し、本市においても指定暑熱避難施設、クーリングシェルとして、熱中症特別警戒情報を発する10月の第4水曜日まで、公共施設が市民に開放されました。簡単に言うと、夏のものすごく暑いときに、冷房が効いている施設を国民・市民の皆さんに開放するというものです。近年の夏の暑さは異常なので、これは災害だと思います。

本市においても、熱中症の疑いで搬送された方が、昨日、大竹市の議員の一般質問の執行部の答弁では、令和5年度は20件、令和6年度は25件となっております。令和4年度、令和5年度などと比較しても増加傾向になっているとも、議員が述べられておりました。

クーリングシェルは、災害級である暑さの避難場所のようなものです。夏の日本は年々酷暑になっております。来年も今年以上に酷暑になる可能性が高いです。夏季直前になり対策するのでは遅いと考え、来年度の予算編成もある程度固まってきておる12月定例会にてお伺いいたしますが、昨日の一般質問も踏まえつつ質問させていただきます。

本市における今年度のクーリングシェルの利用者を教えてください。というのは、ゼロだと分かっておりますから、再度お答えいただけるようなら省略で構いません。再質問で、なぜ、ゼロかという問題点を踏まえ、膨らませ、述べたいと思っております。

次に、来年の夏季は市内の民間施設とクーリングシェルの協定の締結、開放される施設を増やすなどのお考え、対策は行いますかについての答弁は、申し出があれば協定を考えるということだったので、再質問で私なりの考えを述べますので、再度お答えいただけるようなら省略してください。本市のクーリングシェルに対する取り組みなどをお答えください。

壇上での質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 地域の魅力を発信する他市の取り組みの御紹介と、昨今の災害級の暑さを心配されての御質問、ありがとうございます。

なお、山代議員の答弁と重複する部分については、一部省略をさせていただいておりますことを御了承いただきたいというふうに思います。

それでは、豊川議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のカプセルトイの活用についてでございます。

ハンドルを回してカプセル入りのおもちゃなどを購入するガチャガチャの仕組みを利用して、地域の名産や名所を題材にしたカプセルトイを用いた街ガチャや御当地ガチャと呼ばれている取り組みでございます。

導入自治体では、地元の特産を生かした中身を開発し、そこでしか手に入らないという希少性から、市外の人を呼び込む手段として活用する事例やカプセルに観光情報や企業情報を明記したシールを貼るなど、市の情報発信のツールとして活用する事例などが見られます。また、設置場所には観光名所や商店街など、集客を期待する場所を選定し、人を呼び込むために企業や観光協会など民間団体を事業主体としている事例が多いようです。

市が実施主体となる場合には、公平性を前提に目的を明確にし、費用対効果の検証や営利目的にならないような事業設計など検討が必要ですし、公共施設に設置する場合には、施設の趣旨に沿った使用理由も必要です。現段階では、市が単独で実施することは難しい状況でございますが、今後、整備を目指している道の駅など、観光資源が充実した際には、市内外から人を呼び込む手段の1つとして検討できるよう、他自治体の取り組みなどの情報収集に努めたいと考えています。

カプセルトイについてもさまざまなアイデアがあろうかと思いますが、中身の開発や活用についても、事業を実施することになった場合にあわせて検討したいと思います。

続いて、2点目の来年度の指定暑熱避難施設、クーリングシェルターの設置予定についてです。

気候変動適応法の改正により熱中症予防を強化するための仕組みが創設され、その取り組みの1つがクーリングシェルターでございます。本市では、熱中症特別警戒情報が発表された場合には、指定している本庁舎や総合市民会館など7カ所の施設を開放しますが、開放は施設の開館時間内、開放する場所などは施設の利用条件に従うこととしています。

御質問の令和6年度のクーリングシェルターの利用者ですが、今年度の運用期間中に熱中症特別警戒情報の発表はありませんでしたので、クーリングシェルターとしての開放実績はなく、利用者の確認はできておりません。

また、民間との協定や施設を増やすなど、来年度の対策についてでございますが、山代議員の答弁でも申しましたが、今年度の運用実績からも、現時点で指定施設を増やすことは考えていません。民間施設については、申し出があれば協議をさせていただき、条件が整えば協定を締結し、指定することになると考えています。

なお、公共施設のうち指定していない他の施設についても、施設の利用条件の範囲であれば利用可能ですので、涼を取るのにうまく利用して、暑い時期の体調管理に役立てていただければと考えています。

以上で、豊川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） 答弁ありがとうございます。

まず、街ガチャについてなんですけれども、ありがとうございます。執行部の方も、結構検索とかいろんな情報とかを集めていただいて、大変ありがたいです。

市が独自でやるのはちょっと難しいというふうに、今、御答弁でもおっしゃったと思うんですけれども、ヒアリングの際にちょっと難しい理由として、ガチャガチャは当たり外れがあるから、外れた場合に市は責任がちょっと取れないということを言われていましたけれども、この街ガチャ、山口県田布施町でちょっと購入をさせていただきました。

田布施町の街ガチャなんですけれども、こちらはキーホルダーになっていて、田布施中学校の校舎の写真に校歌が書かれていたりするんですよね。こういったこのまちの、橋や田布施川の桜が咲いているところだったりとか、ほかにもいろいろあるんですけれども、そういう写真なので、当たり外れをつくらなければ大竹市として取り組めるのかなとは思っています。

目的と効果なんですけれども、2点ありまして、広島県大竹市を広くアピールすることと話題をつくるということ、マスコミ・SNSで取り上げてもらうということで、決してお金もうけではないということです。街ガチャを通じて市内外の方々に愛着を持っていただきたいということでございます。

御提案なんですけれども、将来的にでもこれをやっていただければ、市内の人につくっていただきたいなと思います。この第1弾・第2弾と、先ほども言いましたけれども、長期間で販売するので、実行委員会を市内で立ち上げてもらって、考案してもらって、施策をしていただきたいなと思います。

例えばの話なんですけれども、大竹市内でも、あるお店の方が大竹市の夜景の写真などを撮って商品に大きく載せていたりとかというのも私も見たことがあるので、それをキーホルダーにしてカプセルトイにしてもいいのかなと思ったりもします。

あと、先ほども言いましたけれども、これをマスコミに取り上げてもらうということです。この山口県田布施町なんですけれども、地元のテレビ局にも取り上げられたりとかして大変人気があるのではないかなと私は思うんですけれども、どれぐらい売り上げがあるのかというのはちょっと聞けなかったんですけれども、マスコミにも取り上げられて、それだけでも話題になるということです。具体的には町名の入ったキーホルダーとか町のうんちくを知ることができるクーポンつきのミニブックなど、単なるお土産としてではなく、町を知るきっかけとして御当地ガチャを利用しているということなんです。ね。

ここでメリットのほうをちょっとお伝えしたら、こちら、低コストで販売ができるということなんです。あと、通常のお土産店であればお店で販売するので人件費が発生したりすると思うんですけれども、ガチャガチャであれば、カプセルを補充すればあとは自動でお客さんが購入してくれるので、店員の手間があまりかからないような気がします。あと、商品説明の手間が不要な点というのもありますし、今、全国的にも話題となっていて、人気となっているということです。ね。

デメリットをちょっと考えてみたんですけども、これはやってみなければわからないというのがあり、それぐらいしかちょっと思いつかなかったので、これはぜひ試していたきたいなと思うんですけども。

以上のことを踏まえて、ちょっと担当課の方の御意見等もお聞きできたらと思います。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 先ほど市長のほうの答弁でもありましたように、他自治体の取り組みなどの情報収集を行っていきたいというふうにお答えをさせていただきました。また、田布施町と御紹介いただきましたが、広島広域都市圏に田布施町も加入されておりますので、職員間での交流もございます。しっかりと今の街ガチャの成果・効果というところも、あわせて職員のほうからも聞いてみたいと思いますので、今回の提案については参考にさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。そうですね。広域都市圏で一緒なので、そういう交流があってということなんですね。わかりました。ありがとうございます。

続いてなんですけれども、これはカプセルトイに関連する質問なんですけれども、そのカプセルトイのこういうキーホルダー等をつくっていただくときに、本市の障害者施設の方にもつくっていただきたいなという思いが私にはあります。あと、今ヒアリングのときには、障害者施設の方が簡単な作業とかをされているということで、商品になるようなものはちょっと製作されていないということなんですけれども、この授産製品についても、つくって販売していただきたいということもあります。

先ほども言いました街ガチャのキーホルダーなども、制作をお願いをしてみてもどうですかということなんですけれども、ぜひ、こちらのほうも御検討をよろしくお願いいたします。こちらのほうも何か御答弁があればよろしくお願いします。

○議長（北地範久） 福祉課長。

○福祉課長（井上 剛） 現在、市内には障害者の就労継続支援B型の事業所が2カ所ありまして、それぞれ主に民間企業からの仕事を請け負って、組み立てやシール貼り、袋詰めといった単純作業を行っております。

議員の御提案につきましては、どの程度の授産製品であるかということがポイントになります。簡単な手芸レベルの製品であれば、量産が難しいといった課題はありますけれども、事業所での直接受注が可能かもしれません。しかし、それ以上のものになりますとデザイン・設計・部品製造などについて、事業所が単独で行うことは非常に困難です。

そのような場合、例えば、市外で民間企業に近い作業内容をこなすことができる就労継続支援A型の障害者の作業所であれば直接受注可能などところがあるかもしれませんが、市内の事業所ということになりますと、まず、民間企業に業務を発注し、そこから業務を請け負う形であれば、そこから部品の提供を受け、組み立て作業などを行うという方法が考えられるかとは思います。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。ぜひ、もう大竹市一丸となってやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次は質問をちょっと変えるんですけども、クーリングシェルターについてなんですけれども、昨日、大竹市の議員が質問されたときに、熱中症で搬送された人数で、疑いのある方も含めて令和6年度が25件、令和5年度が20件となっておったんですけども、その際にその方々の御年齢等もちょうと聞かれていたと思うんですけども、私が思うに、熱中症というのは老若男女問わず誰でも、災害級の暑さにおかれて何の対策もしていなかったら、熱中症になってしまうというのは考えます。そうした理由から、年齢で比例させるというのはあまりよくないものだろうと考えます。

私がよく知っている元プロスポーツの選手でも、日頃から鍛えて丈夫なイメージもあるのに、熱中症は危険だと、日頃から水分・塩分補給をして適度な休憩も取っていて、暑いときに対策を忘れて運動などをしてしまうと頭が痛くなるときもあるということなので、若いから大丈夫とかいうことではないとは思います。

クーリングシェルターが機能する条件として、各県単位で暑さ指数が35を超えると熱中症特別警戒アラートが発令、クーリングシェルターとして皆さんに開放されるということなんですけれども、今年から熱中症特別警戒アラートが運用されるようになりました。しかし、昨日も大竹市の議員の一般質問の答弁でもありましたけれども、今年環境大臣からの発表というのはゼロです。

広島県大竹市は今年も異様な暑さだったかと、私も特に感じました。でも、気象庁のデータを見ると、今年の7月に最高気温30度を越えたのが24日、8月が29日となっております。広島県内でも最高気温を記録したという日もございました。本市だけ暑さ指数35を超えた日もあったように記憶しております。

本市の熱中症アラートは、昨日もありましたけれども、今年46回出たにもかかわらず、今年から運用された熱中症特別警戒アラートはゼロという結果でしたけれども、外に出ている方や、これが大事なんですけれども、夏にエアコンが故障したなど、御自宅で涼む環境がない方にとっては、こういう施設が大変重要になってくるんだと思います。

クーリングシェルターの人数を把握していないとのことだったんですけども、例えば、クーリングシェルター指定場所を御利用される方には、利用簿というのをつくって、名前までとは言いませんけれども、御年齢、性別などをなるべく記載してもらおうと。御自由に飲んでもらうペットボトルの冷たいお茶などを置いて、そのなくなった数である程度の人数を把握するという工夫も必要なのではないかなと思っております。

ここで埼玉県熊谷市の事例をちょっと紹介したいと思うんですけども、2011年から始められた取り組みで、市役所や公民館などに一時的な休息所、まちなかオアシスというのを開設されているということです。体調が優れない市民には冷却材や飲用水が入った応急セットを配布され、年間の平均利用者数は約1,500人で、今では市民に広く浸透しているということで、現在はクーリングシェルターとして利用されているということでございます。

こちらは利用簿があるみたいなので、人数が把握しやすく、私のような他市の議員でも参考になったりします。1年で何月に、何度以上で、何人がというような数字を把握しておくというのは、先ほども言いましたけれども、いろんな場面で大切なんだろうと思います。

あと、もう1つあるんですけれども、福井県永平寺町なんですけれども、こちら、夏に自動運転の視察に私が1人でちょっとお伺いした際に、ついでと言ってはなんですけれども、市役所に行ったときにクーリングシェルターとして拝見させていただいたんですけれども、利用できる部屋を大きいポスターなどで周知して、市民の方が気軽に入室されるようになっていて、保冷器用の器材に飲用水が置いてあったということで、もう勝手に来て休んでくださいというような感じでした。

以上のことから、熱中症特別警戒情報が発表されないとクーリングシェルターというのが機能しないというのも、市民としてはちょっと不安が残りますし、そこで線引きしていい話でもないと思うんですよ。

先ほども言いました、もう何回も言いますけれども、近年の夏の暑さというのは災害級なので、本市独自で、先ほど御紹介したまちなかオアシスや涼みどころなどを設置していただいて、市民の皆さんが休憩でき、なおかつ触れ合えるような場所づくり、また、今年開放された施設の6カ所で貼り紙、広報おたけなどで周知されておりましたけれども、今年はそれ以上にクーリングシェルターという単語と開設を本市のSNSで登場させる、さらに、施設にのぼり旗を使用し周知すると。あと、公共施設の中に限ってなんですけれども、飲用水や冷却剤なども配布するという工夫も必要になってくるのではないかなと、私は考えております。管理が大変だと言われるんですけれども、冷蔵庫とか保冷庫とか飲用水、ゴミ箱等を置いておくのみなのではないかなと思うんですけれども、そこまで難しいことではないとは思いますが。

そして、暑さ指数というのは何ぞやと。あと、温度と違うのかと思われる方が結構いらっしやって、熱中症特別警戒アラートを出す基準も、県単位で暑さ指数が35を超えていないと出さないと。大竹市では計算上35を超えている日もあったようには思えるんですけれども、広島県内で最高気温だった今年からの運用で、熱中症特別警戒アラートがまだゼロというのもいかなものかと私は思うんですけれども、こちらは議会の委員会等でさらに勉強して、国に意見書を出す等、あと、国会議員に徹底的に要望して基準を変えてもらうようにしないといけないと思いますし、この今の内閣の対策を待っているのは100年ぐらいかかるのではないかなと私は個人的に思うんですけれども、この地方でできることというのはこの地方でもう本当に極力やらないといけないと私はすごく考えております。

昨日の大竹市の議員とのやり取りを聞いていて、総合的に、今年から国が法律を変えたから本市は初めての試みでクーリングシェルターを設置したということでしたけれども、私が先ほども述べましたけれども、既に他市町では涼みどころなど、何年も前から暑さに対して対策を練って取り組んでおられるところもあるわけですね。夏の暑さは災害だと、市民の安心・安全をつくっていくんだという認識が、本市にはちょっと足りていないような気がします。

以上の点をちょっと踏まえていただいて、再度担当課のほうから、来年の夏季において本市のクーリングシェルターの取り組み等もお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 環境整備課長。

○環境整備課長（外谷明洋） ありがとうございます。

議員は日頃から公衆衛生推進協議会の関係、不法投棄防止ののぼりとかで、交換とかいろいろ取り組んでいただいています。また、今回のクーリングシェルターにつきましても御自身のY o u T u b eのほうでも周知していただいて、本当にありがとうございます。

昨日の山代議員の一般質問で答弁させていただいておりますけれども、今回クーリングシェルターが始まったばかりで、やっぱりいろいろ課題は出てくるところであります。近隣の自治体のほうにもちょっとお聞きしたんですけれども、やはり始まったばかりなので、特にそのクーリングシェルターによってどうなったかという把握は、まだちょっとできてないというふうに答えられています。

県内自治体でも同様に、今後どういった状況だったかという情報が集まってくると思いますので、お互い情報共有しながら、いいところは同じように取り組んだり、また、悪いところについては見直したりとかしていくような形になろうかと思います。

先ほど熊谷市の事例も出されたりしていますけれども、先行してやられているところはやはり非常に地域的に暑いということで、それらをしっかり取り組んでいかなければいけないということで、実際には熊谷市のほうは何か暑さを逆に地域資源という形で捉まえられて、まちづくりにも生かす事業の一環として、今回御提案いただいた内容のものを組み組んでおられるというふうに感じております。ただ、そういった施設対応のみならず、実際にやはり熱中症予防の啓発とか指導のほうもしっかり取り組まれているようでございます。

我々のほうも、今回初めてということでございますので、議員の御意見も踏まえながら、今後、改善点等も考えていきたいとは考えております。

まず、施設につきましては、実は内部でクーリングシェルターを指定するときに、クーリングシェルターとして開放しなければ使えないのかというところの論議もあったんですけれども、その暑くなる前提が、今の熱中症警戒アラートよりもちょっと厳しくならないと出ないということなので、そうではないと使えないのかというのも変な話なので、そうではなくて、ふだんからもちゃんと使えるような施設をまず指定させていただいて、そのうえでクーリングシェルターになっても引き続き使えるような、そういった施設をまず指定させてもらうということで、市内でも比較的大きな市役所の本庁舎とか総合市民会館とか、そういうところを指定させていただいたところがございます。もちろん、それは今後の運用の分でも、今年の実績を踏まえましてまた見直し等を進めていきたいと思っておりますので、また御意見等があればいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。以前から、もう担当課の方とは情報共有もい

ろいろさせていただいて、意見交換等もさせていただいて、本当に笑い事ではなくて、夏の暑さというのは本当に災害だと私は思っておりますので、危機管理課も混せて話し合っていたいただいても過言ではないなと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、ふだんから使える施設ということなんですけれども、それを市民のほうに周知していただけたらと思います。広報でもSNS等でも、真夏の暑い時期でも、涼みどころとしてということではないのかもしれないんですけれども、暑かったら利用してくださいという文言等も入れて、やっていただけたらと思います。

あと、民間との協定締結等のお話なんですけれども、昨日は申し出があれば協定締結というのを考えるとのことだったんですけれども、大竹市内のショッピングセンターでも、今年の夏、私もよく通わせていただいているとあるショッピングセンターなんですけれども、入り口を入ったカート置き場からクーラーで本当にきんきんに冷やしておられたり、あと、中に入っても、イベントスペース、もう本当にスペースがあるところに椅子を置かれて、皆さんが休まれるように工夫もしておられました。

私自身の考えは、市民と行政と民間業者がウィン・ウィン・ウィンの関係であるべきではないかなと思いますので、この民間との協定締結のほうも、申し出があればということではなくて、公募されるとか考えていただけたらと思います。こちらのほうは、広島県呉市が民間事業者の募集もされておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、要望とか提案になってしまうんですけれども、本市において、熱中症予防教室なども行ってほしいです。先ほども言いましたように、スポーツ選手が講師に来て、ふだんから正しい熱中症対策を講演していただくというのもいいのではないかなと思います。スポーツ選手が自分も何か熱中症対策しているんだよと言うと、やっぱり自分たちも同じようにしないといけないという自覚も、さらに湧いてくるのではないかなと思います。

私がこの夏、外に出ているときにちょっと気をつけていたのが、自分自身の水分・塩分補給である熱中症対策などと、あと、直接お会いした人には、暑いので気をつけてくださいとか帽子をかぶってくださいとか飲物は飲まれましたかなどと、とにかくおせっかいのように声かけをしておりました。それが正しいかどうかはちょっと分からないんですけれども、ありがたいと言ってくれたり、要らんことを言うなと怒られたりもしましたけれども、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案第59号 議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定について

○議長（北地範久） 日程第3、議案第59号議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

#### 総務文教委員会議案審査報告書

令和6年11月28日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記

のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件 名                             | 審査の結果   |
|--------|---------------------------------|---------|
| 議案第59号 | 議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定について | 原 案 可 決 |

令和6年11月28日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、11月28日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、11月28日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第59号議会の議決に付すべき定期借地権の設定に関する条例の制定についてでございますが、本件では、「提案説明で本条例は大竹市独自の条例ということであったが、近隣市町で類似の条例及び定期借地の事例があるのか伺う」との質疑に対しまして、「近隣市町に類似の条例は制定されていない。事例については、近隣市町において、定期借地権の設定に伴う土地の賃貸の事例は不明である。ただし、大竹市内では、広島県が所有しているゆめタウン大竹の道路を挟んだ海側の土地の晴海商業用地が、広島県と民間事業者で定期借地権の設定を伴う土地の賃貸に係る契約を締結している事例がある」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの委員長報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第59号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ではございますが、議事の都合により暫時休憩いたします。なお、再開は13時の予定といたします。よろしくお願いいたします。

～～～～～～○～～～～～～

1 1 時 4 6 分 休憩

1 3 時 0 0 分 再開

～～～～～～○～～～～～～

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～○～～～～～～

日程第4～日程第5〔一括上程〕

報告第12号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限及び請負金額変更））

議案第66号 財産の取得について（小型ノンステップバス（こいこいバス））

○議長（北地範久） 日程第4、報告第12号専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限及び請負金額変更））及び日程第5、議案第66号財産の取得について（小型ノンステップバス（こいこいバス））を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 報告第12号及び議案第66号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、報告第12号の専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和5年9月27日に議決を得た後、令和6年3月27日と令和6年5月7日に専決処分した大竹駅西口駅前広場整備工事の工期と請負金額を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年10月11日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本工事は、大竹駅西口駅前広場のロータリーを整備する工事でございます。

初めに、工期につきましては、令和5年度に発注した当工事と令和6年度に発注した大竹駅西口広場整備工事（R6工区）の現場の調整が必要となることから、改めて工程を精査したところ、履行期限である令和6年10月31日までに当工事が完了することが困難であることが判明しました。このため、履行期限を約1カ月延長し、令和6年11月29日までとしたものでございます。

次に、請負金額の変更でございますが、広場内の石碑の移設に伴い、既存の石材を再利用することができたため、また、その他現地の状況と工事数量を精査した結果、請負代金額を約590万円減額変更したものでございます。

続きまして、議案第66号財産の取得について（小型ノンステップバス（こいこいバス））について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成23年度に整備したこいこいバス2台を更新するものでございます。

初めに、財産の表示で記載しております小型ノンステップバス（こいこいバス）についてでございますが、人口や生活施設が集中している沿岸地域を運行するコミュニティバスで、大竹駅と玖波駅の間を1日17往復しております。令和5年度のこいこいバスの利用者数は約13万人となっており、市民の生活にとってなくてはならない重要な公共交通となっています。

取得しようとする車両は、現行車両の後継車種となり、令和6年10月にモデルチェンジした新型車両でございます。国土交通省の標準仕様ノンステップバス認定車両で、車体の大きさ及び乗車定員は現行車両と同じとなります。利用される方の定員は32名で、座席数が18、立席が14となっています。

また、新型車両には、新たにドライバー異常時対応システム、離席警報装置及び夜間の歩行者認識が向上した衝突防止補助システムなどの安全運転支援システムの装備を充実させています。

次に、本議案を提出するに至りました経緯でございますが、9月27日に条件付一般競争入札に付する旨の公告を行い、9月27日から10月16日まで入札参加希望者の受付を行っております。その後、10月23日の指名業者審査会の議を経まして、入札参加業者を決定した後に、11月7日に2者による入札を執行し、税抜価格4,680万円で落札した広島日野自動車株式会社と、11月8日に納入価格5,148万円で仮契約を締結いたしました。

予定価格が2,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当いたしますので、本会議での議決をお願いするものでございます。

以上で、報告第12号及び議案第66号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

報告第12号は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第66号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 報告第13号 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（北地範久） 日程第6、報告第13号専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、報告第13号専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、大竹小学校屋内運動場で発生した物損事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年11月11日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

初めに、事故の概要について御説明をいたします。

令和6年9月7日午前10時45分頃、大竹小学校屋内運動場においてミニバスケットボール大会中に、児童の保護者が、屋内運動場2階の窓の網戸の内側に蜂が止まっていることに気づき窓を閉めようとしたところ網戸が外れ、下に駐車していた相手方の自動車に落下し、傷やへこみ等の損傷を与えたものでございます。

次に、事故による賠償額でございます。

事故による相手方の損害額は81万1,393円でございますが、保険会社の算定に基づき、過失割合について、市の過失を5割、加害者の過失を5割といたしまして、市の損害賠償額は40万5,696円でございます。相手方はお手元の資料の方であり、市の施設管理に瑕疵があったため、損害賠償するものでございます。

賠償金の支払いにつきましては、加害者が加入する保険会社が先に相手方に損害額の全額を支払い、市の賠償額を後に加害者が加入する保険会社へ補填する形で支払いを完了しております。

なお、市の賠償金につきましては、本市が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険から全額補填されるものでございます。

また、事故の報告を聞いてすぐに屋内運動場2階部分の窓全てを点検調査し、網戸部分全てを固定して、落下防止の処置を行っております。

本件につきましては、本市の学校施設の管理が不十分だったことにより事故が発生したものであり、深く反省をしているところでございます。今後は、事故の未然防止のため、施設の適切な管理の徹底に努め、万全を期す所存でございます。

以上で、報告第13号の説明を終わります。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

豊川議員。

○3番（豊川和也） よろしくお願ひします。一応ちょっと確認しておきたいんですけども、事故ということで、おけがのほうはあったんですか、なかったんですか。一応確認しておきたいので、よろしくお願ひします。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） けがにつきましては、おかげさまでありませんでした。しかし、このようなことが学校内の施設で起きたということは、十分その辺りについての安全点検等の徹底を図っていこうというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（北地範久） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 7 ～日程第 1 2 〔一括上程〕

認 第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 4 号））

議案第 6 8 号 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 6 9 号 令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 0 号 令和 6 年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 1 号 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 2 号 令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（北地範久） 日程第 7、認第 13 号専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 4 号））から、日程第 12、議案第 72 号令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）に至る 6 件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第 13 号及び議案第 68 号から議案第 72 号までの各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、7 ページからの認第 13 号専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 4 号））につきまして御説明申し上げます。

本件は、10 月 1 日に衆議院解散が表明されたことにより、早急に選挙事務に着手する必要が生じたため、その予算措置が必要となりました。このため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 1 日付で専決処分をしたもので、御承認をお願い申し上げます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に 1,873 万 8,000 円を追加し、予算総額を 181 億 1,450 万 7,000 円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において、投開票管理者や立会人報酬、職員手当などの人件費を 1,157 万 8,000 円計上したほか、ポスター掲示場設置等業務委託料など、その他経費を 716 万円計上し、歳入として、衆議院議員選挙費県負担金を 1,873 万 8,000 円計上したものでございます。

次に、43 ページからの議案第 68 号令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 5 号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、6億8,284万6,000円を追加し、予算総額を187億9,735万3,000円にするとともに、継続費・繰越明許費・債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により54ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、4億5,798万2,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、返礼品の発送などに要する経費及び地方創生事業基金積立金をそれぞれ2億円増額するほか、国・県支出金の前年度精算金として、国庫補助金等返還金を5,798万2,000円計上するものでございます。

第3款民生費は、8,436万4,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、市内の介護サービス事業所において人材不足が深刻な問題となっていることを受け、これに対応するための緊急支援事業として、介護・福祉人材確保事業を267万円、介護保険緊急支援事業を300万円計上するほか、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響により、事業の経費負担が増大している障害福祉サービス事業所や介護サービス事業所、児童福祉施設などを支援するための経費をあわせて3,106万1,000円計上するものでございます。その他の事業につきましては、事業の執行見込みにあわせて補正予算措置するものでございます。

第7款商工費は、1,100万円を減額するものでございます。内容といたしましては、中小企業経営安定支援事業として実施したLED照明設備設置促進補助金を執行見込みにあわせて減額するものでございます。

第8款土木費は、1億3,350万円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、国の補正予算に計上される見込みの国庫補助金を財源として、橋りょう長寿命化事業、道路改良事業をあわせて1,750万円計上するほか、土地造成特別会計が所有する旧小方小学校用地の一部を道路用地として取得するための経費として、8,000万円を計上するものでございます。その他の事業につきましては、事業の執行見込みにあわせて補正予算措置するものでございます。

第10款教育費は、1,800万円を増額するものでございます。内容といたしましては、国の補正予算に計上される見込みの国庫補助金を財源として、玖波地域交流施設整備事業に要する経費を増額するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、52ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金、第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みあわせて、それぞれ補正予算措置するものでございます。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金を4億20万円計上するものでございます。

第18款繰入金は、地方創生事業基金繰入金を8,000万円計上するほか、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第19款繰越金は、前年度繰越金を9,402万9,000円計上するものでございます。

第21款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて3,790万円を計上するものでござ

ざいます。

次に、46ページの第2表、継続費の補正は、大竹駅東西広場整備事業について、工事の進捗状況にあわせて年割額を変更するものでございます。

次に、47ページの第3表、繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

次に、48ページの第4表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものや複数年の契約をするものについて、債務負担行為の追加をするものでございます。

次に、49ページの第5表、地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

続きまして、59ページからの議案第69号令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ936万9,000円を追加し、予算総額を33億5,507万4,000円にするものでございます。内容といたしましては、療養給付費等負担金等返還金を計上し、歳入の前年度繰越金及び財政調整基金繰入金で財源調整をいたしております。

続きまして、67ページからの議案第70号令和6年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ8,000万円を追加し、予算総額を15億9,345万9,000円にするものでございます。内容といたしましては、歳入として土地売払収入を計上し、歳出として地方債償還元金を計上するものでございます。旧小方小学校用地の一部を道路用地として一般会計へ売り払い、これをもって地方債の繰上償還を行おうとするものでございます。

続きまして、75ページからの議案第71号令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表、債務負担行為の補正は、人材不足により閉鎖される介護サービス事業所の利用者の行き場づくりのため、市が介護予防教室を実施する予算として、債務負担行為を追加するものでございます。

続きまして、77ページからの議案第72号令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ235万6,000円を追加し、予算総額を6億1,559万8,000円にするものでございます。内容といたしましては、過年度保険料等負担金を計上し、歳入の前年度繰越金で財源調整をしております。

以上で、認第13号及び議案68号から議案72号までの各会計補正予算の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本6件のうち、認第13号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、認第13号の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第13号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

議案第68号は、総務文教委員会に、議案第69号から議案第72号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第16〔一括上程〕

議案第60号 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について

議案第61号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第63号 指定金融機関の指定更新について

議案第67号 財産の無償譲渡について（地域情報通信基盤（光ファイバケーブル）設備一式）

○議長（北地範久） 日程第13、議案第60号定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定についてから日程第16、議案第67号財産の無償譲渡について（地域情報通信基盤（光ファイバケーブル）設備一式）に至る4件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 三原尚美 登壇〕

○総務部長（三原尚美） 議案第60号、議案第61号、議案第63号及び議案第67号につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

初めに、議案第60号定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の

制定についてです。

本条例は、職員の定年の延長に伴い在職期間が長期化する状況を踏まえ、職員の年齢別構成を適正化することで組織活力の維持などを図るため、早期退職募集制度を導入するもので、定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関し、必要な事項を定めるものです。

第1条で本条例で定める早期退職募集制度の趣旨を、第2条で募集の対象となる職員の年齢を定めて募集ができることを、第3条から第5条で募集・応募等に関する手続きを、第6条から第9条で市長が応募による退職が予定されている職員である旨の認定をすること及びその効力等を、第10条で市長がこの条例の規定による募集及び認定を行った場合の公表に関する事項をそれぞれ定めています。

附則で、この条例の施行日を令和7年4月1日と定め、経過措置として当分の間、募集対象となる職員の年齢を、定年延長制度導入前の定年年齢である60歳から15年を減じた年齢以上にしようとするものでございます。

続きまして、議案第61号特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてです。

大規模な災害により被災した地域での作業に従事する場合に、国家公務員においては、人事院規則により特殊勤務手当を支給しています。本市においても、大規模災害の被災地で作業に従事する職員に特殊勤務手当を支給できるよう、国の基準に準じて所要の改正を行うものです。

条例は公布の日から施行しますが、令和6年能登半島地震において派遣した職員にも適用できるよう、適用日を令和6年1月1日からとしています。

続きまして、議案第63号指定金融機関の指定更新についてです。

本件は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う指定金融機関として、株式会社四国銀行を指定しています。株式会社四国銀行は、昭和39年に指定金融機関制度が始まって以来、事故なく60年間公金収納及び支払事務を遂行しておられます。令和7年3月31日をもって指定期間が満了するに当たり、引き続き株式会社四国銀行を大竹市指定金融機関として指定しようとするものです。指定期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

続きまして、議案第67号財産の無償譲渡についてです。

本市では、光ファイバケーブル等の設備が整備されるまでは、ブロードバンドが利用できる地域とそうでない地域との間で情報格差が発生していました。また、難視聴地域の問題も生じていたため、これらを解消するため、市が光ファイバ網を市内全域に整備し、IRU契約により施設を貸し出すことで、株式会社ふれあいチャンネル、現株式会社ちゅピCOMが、地上デジタル放送、BS・CSデジタル放送、ケーブルインターネット、IP電話などの多彩なサービスを市内全域で提供してきました。

令和元年12月17日、情報通信審議会において、地方公共団体が保有する情報通信基盤に関して、国民経済全体に対する負担を軽減する視点から、公設から民設へ、公営から民営へと移行を促すことを視野に入れ、今から必要な対応を講じていくべきであるとの指針が出されました。また、令和3年3月には、総務省から公設光ファイバケーブル及び関連設

備の民間移行に関するガイドラインが公表され、民間譲渡の考え方や方法が具体的に示されました。

これを受け、設備改修などの検討時期にある本市においても民間事業者に設備を譲渡し、民間主導でサービスの継続、設備の柔軟な更新や災害時等の迅速な対応を図ろうとするものです。

以上で、議案第60号、議案第61号、議案第63号及び議案第67号の説明を終わります。よろしく御審議のうえ御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

日域議員。

○13番（日域 究） 今の議案第61号の話ですけれども、特殊な災害といいますか、ああいうところで仕事をする人が手当をもらうことにももちろん反対するつもりはないんですけれども、私がすごく違和感を覚えているのが、今たまたま能登半島という、今の部長の説明の中に言葉が出てきましたけど、例えば、大竹市が輪島市に、もう1月のやつは済みましたけど、だから仮にそのときの話を説明に使わせてもらうとすれば、ああいうところに派遣するではないですか。そして、その人が特殊勤務手当をもらうわけですけれども、その特殊勤務手当を支給するのは当然大竹市ですよ。大竹市が大竹市の職員に手当を払うんだからそれはいいんですけれども、そのお金を、今度は大竹市が輪島市なら輪島市に請求するんですよ。そういうのが一般論として成り立っているのかと私は知らなかったもので、非常に不思議に思うんですけれども、それで間違いないですか。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 基本的には、人件費については被災自治体のほうに求償できるというふうな原則でございますけれども、特殊勤務手当につきましては、その求償の対象となっておりません。例えば、時間外勤務手当、こういったものについては求償できると、あとは旅費ですね、こういったものについては求償できるというふうになっております。

以上です。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） すみません、しつこく尋ねるつもりはなかったんですけれども、そういう詳細なことまでどこかに決めてあるんですか。例えば、行政同士のボランティア的なものはないのかと。民間企業は社長が決めれば会社負担で行け、とできるんですけれども、行政同士というのは、困っている自治体に請求するんですか。違和感が若干あるんですけれども。しかも、それがそんなに法律で細かく決めてあるということですよ。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 例えば、災害救助法が適用されたような場合については法律で決まっておるんですが、その他のもろもろの災害の状況によって、若干ちょっと取り扱いが異なるところはございますけれども、おおむね今申し上げたとおりの対応になっております。

○議長（北地範久） 日域委員。

○13番（日域 究） 議案を審議する大前提ですから、今のやり取りを踏まえて、総務文教委員会の方、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第60号、議案第61号、議案第63号及び議案第67号の4件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17～日程第19〔一括上程〕

議案第62号 大竹市税条例の一部改正について

議案第64号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第65号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第17、議案第62号大竹市税条例の一部改正についてから日程第19、議案第65号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてに至る3件を議題いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 佐伯和規 登壇〕

○市民生活部長（佐伯和規） 議案第62号、議案第64号及び議案第65号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第62号大竹市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和6年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大竹市税条例の一部を改正しようとするもので、固定資産税及び市民税に関して改正を行うものでございます。

最初に、固定資産税に関する改正についてです。

固定資産の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告についての規定の中に、私立学校法に規定する法人の定めがありますが、同法の改正により条項にずれが生じることに伴い、当該条項を改めるものでございます。

2点目の市民税に関する改正は、公益法人等に係る市民税の課税の特例についてです。

個人が公益に供する目的で公益法人等に財産を寄附した場合、当該財産は非課税となりますが、その財産が公益に供されなくなった場合は譲渡所得となり、住民税の課税標準に算入することを定めた規定ですが、このたび公益信託に関する法律の改正に伴い、地方税法において、この規定が整備・改正されたため、削除するものでございます。

最後に、附則でございます。施行日について、固定資産税に関するものは、令和7年4月1日、市民税に関するものは、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日とするものでございます。

続きまして、議案第64号大竹市地区集会所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

松ケ原集会所は、平成22年度に整備されて以降、松ケ原自治会が指定管理者として松ケ原地区のコミュニティ活動推進の場として運営を行っていますが、令和7年3月31日をもって5年間の指定期間が満了するため、次期指定管理者の指定を行うものでございます。なお、引き続き松ケ原自治会から指定管理者を続けたいとの意向が示され、市としても、コミュニティ活動を推進するという集会所本来の目的や施設設置の経緯から、松ケ原自治会を松ケ原集会所の指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間といたします。

続きまして、議案第65号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

コミュニティサロン玖波は、令和5年度から公益社団法人大竹市シルバー人材センターを指定管理者として指定していますが、令和7年3月31日をもって1年間の指定期間が満了するため、引き続き同法人を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

公益社団法人大竹市シルバー人材センターは、これまでも市民が気軽に交流できる場となるよう、さまざまな創意工夫を行い、施設の利用促進を図っています。また、現在、玖波公民館に代わる施設として、玖波地域交流施設の整備に向けた検討が行われており、同施設の整備後は、コミュニティサロン玖波の機能が統合される予定となっています。

こうした状況等も踏まえ、市では引き続き公益社団法人大竹市シルバー人材センターをコミュニティサロン玖波の指定管理者とすることが適当であると考え、御提案させていただくものでございます。

なお、指定期間は、今後の状況に柔軟に対応できるよう、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間としています。

以上、議案第62号、議案第64号及び議案第65号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第62号、議案第64号及び議案第65号の3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20～日程第21〔一括上程〕

議案第73号 令和6年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第74号 令和6年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第20、議案第73号令和6年度大竹市水道事業会計補正予算（第1

号) 及び日程第21、議案第74号令和 6 年度大竹市工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号) の 2 件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長 (古賀正則) 議案第73号及び議案第74号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第73号令和 6 年度大竹市水道事業会計補正予算 (第 1 号) について御説明いたします。

今回の補正予算は、資本的支出の建設改良費の補正と債務負担行為の限度額の補正を行うものでございます。

建設改良費の補正については、元町地区において、口径150ミリメートル、延長約370メートルの配水管を更新するための工事費6,000万円の増額を行おうとするものでございます。

この事業は来年度に実施する予定としておりましたが、全体の工事区間の一部を今年度に前倒しして実施することによって、工事による道路の通行規制など市民生活への影響を緩和するとともに、老朽化した管路の早期更新を図るものでございます。

また、債務負担行為の補正については、防鹿水源地等の運転管理に要する経費について、限度額の増額を行うものでございます。現在、防鹿水源地等の運転管理に係る委託契約は、令和 7 年 3 月31日までとなっており、今年度中に来年度以降の業務について契約する予定です。

そのため、当初予算において 6 億2,000万円を限度額とする債務負担行為を設定しておりましたが、人件費の高騰などにより想定以上に委託料の上昇が見込まれるため、債務負担行為の限度額を 7 億3,500万円に増額するものでございます。

続きまして、議案第74号令和 6 年度大竹市工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号) について御説明いたします。

この工業用水道事業の補正予算も同様に、防鹿水源地等の運転管理に要する経費に係る債務負担行為の補正ですが、こちらは当初予算で債務負担行為を設定していなかったため、今回、新たに 2 億6,500万円を限度額とする債務負担行為を追加するものでございます。

以上で、議案第73号及び議案第74号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 (北地範久) これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (北地範久) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第73号及び議案第74号の 2 件は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、11月30日から12月12日までの13日間、休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

御通知申し上げます。

この後、13時50分から小方まちづくり特別委員会を開催するよう、委員長から報告を受けております。また、12月2日は、総務文教委員会及び同政策研究会を、12月3日は、生活環境委員会、同協議会及び同政策研究会を、12月4日は、基地周辺対策特別委員会、小方まちづくり特別委員会及び議会のあり方調査研究特別委員会を、それぞれ10時から順次第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。委員各位には御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

12月13日は、午前10時に開会いたします。別に書面による通知はいたしません。お含みのうえ、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

1 3 時 4 4 分 散会

(6 . 11 . 29)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年11月29日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 山 代 英 資

大竹市議会議員 岡 和 明